

行を受けることが予定されている者については「台湾」，ヨルダン川西岸地区及びガザ地区の権限のある機関が発行した旅券に相当する文書の所持者又は同文書の発行を受けることが予定されている者については「パレスチナ」と記載させる。

(注2) 香港SAR旅券所持者又は香港SAR旅券の発行を受けることが予定されている者については、「中国（香港）」と記載させる。

なお、マカオSAR旅券所持者又はマカオSAR旅券の発行を受けることが予定されている者については、「中国（マカオ）」と記載させる。

(注3) 英国海外市民旅券（BNO旅券）所持者又は英國海外市民旅券（BNO旅券）の発行を受けることが予定されている者については、「英國（香港）」と記載させる。

(注4) 申請本人が所持して上陸しようとする旅券の国籍欄にBritishと記載されている場合で、英國属領市民の身分を有しているときは、英國の次に当該属領の名（例：「英國（バミューダ）」）を付記させる。

(注5) 日本国籍以外の二つ以上の国籍を有する者については、上陸審査時に提示する予定の国民旅券の国籍・地域名を記載させる。この場合、申請書の国籍・地域欄の余白に、他に有する国籍・地域を付記させる。

(注6) 国籍を有しない者又は国籍を有することが証明できない者については、「無国籍」と記載させる。

② 「氏名」

以下に沿って氏名を記載させる。

なお、上陸許可に統いて在留カードを交付する場合、在留カードの氏名欄には、原則として、旅券の身分事項欄の氏名情報を用いることとなるが、在留カードに表記可能な文字数を超える場合（在留カードに表記可能な文字数はローマ字（いわゆるアルファベット26文字をいう。以下同じ。）で、最大104文字。）には、在留カードに表記可能な文字数等について説明の上、第9編の2第3章第3節第1の1（2）ウに従い、氏名の調整を行う。

a 申請本人が旅券を所持している場合は、旅券に記載されているローマ字氏名を記載させる。旅券にローマ字以外の文字が記載されている場合は、旅券身分事項頁のMRZに表記された2行情報のローマ字部分を参考にして氏名を記載させる（機械読み取式旅券を所持していない場合には、第6編第2章第3節の2第2の2（2）から（4）までに従って記載させる。）。